

川越市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

出産育児一時金の額を改定するため、川越市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を現行の40万8千円から48万8千円に引き上げようとするものです。(※)

(※) 川越市国民健康保険の被保険者が出産した場合、被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一出産あたり40万8千円を支給しています。(ただし、当該出産が産科医療補償制度の対象の場合は、産科医療補償制度の掛金相当額の1万2千円を加算して42万円を支給)

今回の引き上げにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、以下のとおりとなります。

現行 : 40万8千円+加算額1万2千円 総額42万円
改正後 : 48万8千円+加算額1万2千円 総額50万円

出産育児一時金に加算する産科医療補償制度の掛金相当分については、川越市国民健康保険に関する規則で規定しています。現在の産科医療補償制度の掛金は、1万2千円です。

3 施行期日

令和5年4月1日としようとするものです。

4 その他

本改正案は、令和5年3月定例会に議案を上程し、審議をいただくことになっております。